

【訪問看護・予防訪問看護利用料金表】

訪問看護の利用料金は、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準に準拠した金額となります。

(訪問看護(対象:要介護)・予防訪問看護(対象:要支援))\_利用料金(1回につき)

1単位=11.05円(3級地)

所要時間	保健師・看護師が訪問した場合							
	20分未満		30分未満		30分以上60分未満		1時間以上1時間30分未満	
	訪問看護	介護予防	訪問看護	介護予防	訪問看護	介護予防	訪問看護	介護予防
通常	3,469円	3,348円	5,204円	4,983円	9,094円	8,773円	12,464円	12,044円
1割負担	347円	335円	521円	499円	910円	878円	1,247円	1,205円
2割負担	694円	670円	1,041円	997円	1,819円	1,755円	2,493円	2,409円
3割負担	1,041円	1,005円	1,562円	1,495円	2,729円	2,632円	3,740円	3,614円
単位数(単位)	314単位	303単位	471単位	451単位	823単位	794単位	1128単位	1090単位

※理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士の場合 294単位(介護予防は284単位)、1日2回を超えて実施する場合は90%

※准看護師の場合上記基本単位90%

【加算・減算項目】※自己負担の割合については、介護保険負担割合証をご確認ください。

(予防)緊急時訪問看護加算Ⅰ	6,630円	計画していた訪問以外の緊急時の訪問ができる体制であること 利用者またはその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にあること(Ⅰ、Ⅱ) 緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備が行われていること(Ⅰ)
(予防)緊急時訪問看護加算Ⅱ	6,342円	
(予防)特別管理加算Ⅰ	5,525円	対象の利用者について訪問看護の実施に関する計画的な管理を行っていること 利用者や居宅介護支援事業所が訪問看護事業所を選定する上で必要な情報として届出していること
(予防)特別管理加算Ⅱ	2,762円	訪問の際、利用者の症状が重篤だった場合、速やかに医師による診療を受けることができるように支援すること 「真皮を越える褥瘡」の利用者には、1週間に1回以上、褥瘡の状態の観察・アセスメント・評価を行い、褥瘡の発生部位と実施したケアを訪問看護記録書に記録すること 「週3日以上点滴注射」の利用者には、点滴注射が終了した場合、その他必要な場合、主治医に速やかに利用者の状態を報告し、点滴注射の実施内容を訪問看護記録書に記録すること
(予防)初回加算Ⅰ	3,867円	新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院、診療所又は介護保険施設から退院又は退所した日に指定訪問看護事業所の看護師が初回の指定訪問看護を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。
(予防)初回加算Ⅱ	3,315円	初回加算Ⅰは、病院や施設から住宅生活に移行した当日に初回の訪問看護を実施すること。 初回加算Ⅱは、病院や施設から住宅生活に移行した2日目以降に訪問看護を実施すること、また訪問する職員は看護師とは指定はありません。
早期・夜間加算	通算単位×125%	6:00~8:00、18:00~22:00
深夜加算	通算単位×150%	22:00~朝6:00
訪問看護体制強化加算Ⅰ	6,077円	算定日が属する月の前6月間において、利用者の総数のうち、緊急時訪問看護加算を算定した利用者の割合が50%以上であること 算定日が属する月の前12月間において、利用者の総数のうち、特別管理加算を算定した利用者の割合が20%以上であること
訪問看護体制強化加算Ⅱ	2,210円	算定日が属する月の前12月間において、ターミナルケア加算を算定した利用者が「5人以上」であること(Ⅰ) 算定日が属する月の前12月間において、ターミナルケア加算を算定した利用者が「1人以上」であること(Ⅱ) 指定訪問看護ステーションの場合、従業者の総数のうち看護職員の占める割合が60%以上であること(令和5年4月1日施行)
(予防)訪問看護体制強化加算	1,105円	医療ニーズの高い利用者へ対応する体制を整備し、都道府県知事に届出を行うこと 事業所の看護師等が利用者、その家族へ説明して、同意を得ること 算定日が属する月の前6月間において、利用者の総数のうち、緊急時介護予防訪問看護加算を算定した利用者の割合が50%以上であること 算定日が属する月の前6月間において、利用者の総数のうち、特別管理加算を算定した利用者の割合が20%以上であること 指定介護予防訪問看護ステーションの場合、従業者の総数のうち看護職員の占める割合が60%以上であること(令和5年4月1日施行)
(予防)複数名訪問加算Ⅰ	2,806円	複数の看護師による訪問30分未満
(予防)複数名訪問加算Ⅱ	4,442円	複数の看護師による訪問30分以上
ターミナルケア加算	22,625円	主治医との連携の下に、ターミナルケアに係る計画、支援体制について利用者とその家族に説明し、同意を得てターミナルケアを行っていること 死亡日、死亡日前14日以内に2日(末期の悪性腫瘍等の特定の利用者については1日)以上ターミナルケアを行っていること ターミナルケアの提供について必要な事項が適切に記録されていること
(予防)退院時共同指導加算	6,630円	病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院から退院・退所する利用者やその看護にあたる者に対して、病院等の主治医、その他従業者と共同して在宅での療養上の指導を行うこと 退院時共同指導の内容を文書によって提供すること 退院・退所後に訪問看護を行うこと 退院時共同指導の内容を訪問看護記録書に記録すること
専門管理加算	2,762円	緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師が計画的な管理を1月につき行った場合 特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理を1月につき行った場合
口腔連携強化加算	552円	1月に1回を限度とする
高齢者虐待防止措置未実施減算	通算料金-1%	「虐待の防止のための対策を検討する委員会」(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的に関係するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 「虐待の防止のための指針」を整備すること。 従業者に対し「虐待の防止のための研修」を定期的(年1回以上)に実施すること。 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
業務継続計画未策定減算	通算料金-1%	感染症若しくは災害のいづれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、かつ、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じること。 令和7年4月1日から適用する